

山梨県内の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿地

市町村名	国名	競技種目
甲府市	フランス	卓球・レスリング
富士吉田市	フランス	7人制ラグビー
山梨市	ドイツ	ウェイトリフティング
北杜市	フランス	ビーチバレーボール バイシクルモトクロス(BMX)
甲州市	フランス	ハンドボール
西桂町	フランス	フェンシング
忍野村	フランス	バスケットボール
山中湖村	フランス	ロードレース(自転車競技)
富士河口湖町・鳴沢村	フランス	トライアスロン(オリンピック・パラリンピック競技)
10	2	11

山梨県内の日本代表強化合宿地

市町村名	競技種目
富士吉田市、富士河口湖町	7人制ラグビー(男子・女子)
富士吉田市	陸上競技(男子短距離)
甲府市、富士河口湖町ほか	トライアスロン(男子・女子)

具体的方策

(1) トップアスリートとの交流

- ① 県、市町村、競技団体、民間団体が連携・協力して、事前合宿で県内を訪れるトップアスリートと県内の選手や地域住民とが交流する機会を設けて、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。
- ② 日本代表選手を間近に見たり、スポーツ教室などの交流事業で子供たちがトップアスリートと触れあうことにより、本県の競技力向上や競技人口拡大を図っていきます。
- ③ 大学等と連携して、スポーツを通じた交流に取り組んでいきます。

(2) スポーツツーリズムの活用

- ① 事前合宿等で訪れる国内外からの訪問者に対し、市町村や関係団体と連携して、県内の情報を発信することで、スポーツを通じた地域の観光振興を図ります。
- ② 県内にサイクリングのためのモデルルートを設定・整備して、自転車を活用した県外からの集客を目指すことで地域振興を図っていきます。

(3) トップアスリートの強化合宿の受入強化

県、市町村、競技団体、民間団体が連携・協力して、日本代表強化合宿を円滑に受け入れることにより、今後もより多くの日本代表強化合宿を実現し、本県をトップアスリートの合宿地として定着させ、地域振興につなげます。

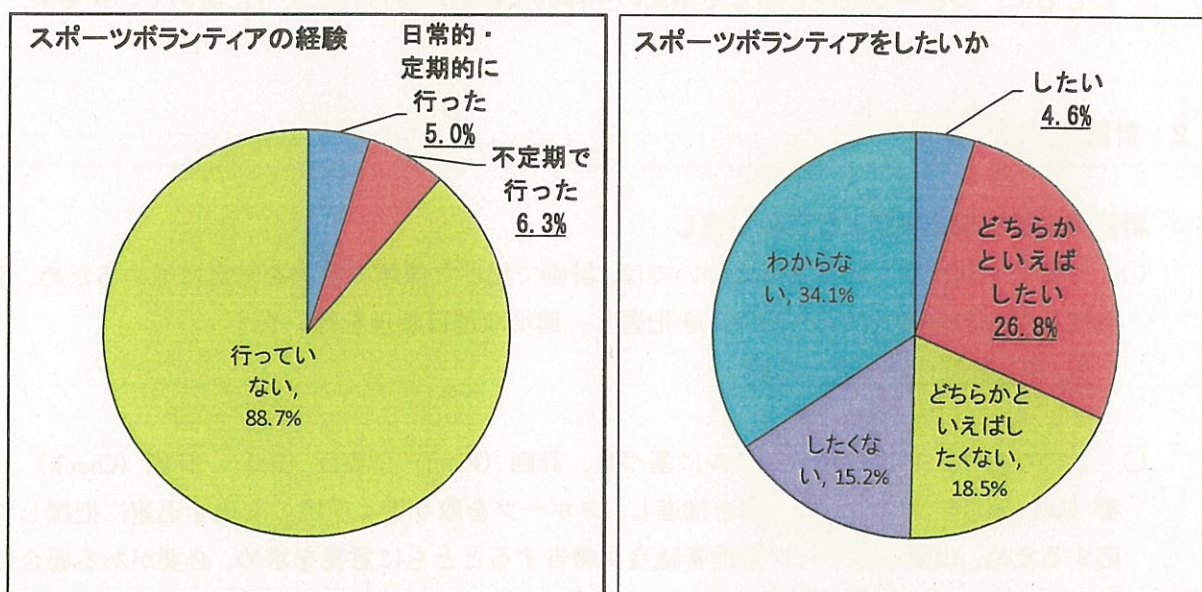
政策項目4 「ささえる」スポーツの機会拡大

「ささえる」スポーツの機会を拡大するため、スポーツボランティアへの参画を促すとともに、活躍できる機会を拡げるための支援を行います。

現状と課題

- 県政モニターへのアンケート調査の結果によると、「する」「みる」「ささえる」スポーツの中で、過去1年間にスポーツボランティアとして「ささえる」スポーツに取り組んだ人の割合は約11%でした。
- 今後、スポーツボランティアに取り組みたい人の割合は約31%だったことから、スポーツボランティアに参画する機会を拡大するとともに、潜在的な参画希望者に対して、スポーツボランティアとして活躍できる機会を拡充する必要があります。

県民のスポーツボランティアに関する意識



県政モニターへのアンケート調査より

具体的方策

(1) 「ささえる」スポーツの情報提供

県民に「ささえる」スポーツについて知ってもらうとともに、潜在的な参画希望者を取り込めるよう、スポーツボランティアの情報提供を行っていきます。

(2) スポーツボランティアの充実

大学等と連携し、学校スポーツや地域スポーツの場で学生などによるスポーツボランティアが活躍できる機会が拡充されるように努めます。

第5章 計画の実現に向けて

1 推進体制

県庁内の推進体制

- 本計画に基づき幅広い分野の方策を推進していくため、県庁内の関係各課と密接に連携・協働しながら計画を推進します。

市町村や関係機関との連携・協働

- 県民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりを推進するには、県だけでなく、国や市町村、スポーツ関係団体、学校や企業などの様々な主体が連携・協働するとともに、県民自身が本計画の推進に参画することが不可欠です。
- このため、この計画に掲げる方策の推進に当たっては、国、市町村等の理解と協力を求めるとともに、あらゆる機会を通じて県民の主体的な参画が得られるように努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況の検証と計画の見直し

- 今後5年間に取り組む施策については、計画で掲げた課題の解決を着実に進めるため、常に数値目標などの達成状況や問題点を把握し、適切な進行管理を行います。

※ 3 数値目標一覧を参照

- このために、PDCAサイクルに基づき、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を行いながら計画を推進し、スポーツを取り巻く環境の変化を迅速に把握して対応するため、山梨県スポーツ推進審議会に報告するとともに意見を求め、必要がある場合には計画の一部見直しを行います。

県民へ進捗状況を公表

- 計画の進捗状況は、県民に公表します。

3 数値目標一覧

基本方針Ⅰ

政策項目	指 標	2018年度 (平成30) の現況値	2023年度 (令和5) の目標値
1	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における授業以外でほとんど毎日(週420分以上)運動やスポーツを実施している児童の割合(小5)	男子 56.9%	男子 59%
		女子 34.0%	女子 37%
	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童の体力合計点の全国体力合計点との比較(県平均/全国平均)×100(小5)	男子 98.9%	男子 100%
		女子 99.1%	女子 100%
2	平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合(中学校・高校)	中学校 平日 80.4% 土日 93.2%	中学校 平日 100% 土日 100%
		高校 平日 79.0% 土日 80.9%	高校 平日 90%超 土日 90%超

基本方針Ⅱ

政策項目	指 標	2018年度 (平成30) の現況値	2023年度 (令和5) の目標値
1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「朝食を食べない日が多い」「食べない」児童生徒の割合(小5、中2)	小5男子 2.2% 小5女子 1.4% 中2男子 4.8% 中2女子 3.9%	小5男子 2.0% 小5女子 1.3% 中2男子 4.6% 中2女子 3.5%

基本方針Ⅲ

政策項目	指 標	2018年度 (平成30) の現況値	2023年度 (令和5) の目標値
1	過去1年間に一度も運動・スポーツを実施しなかった人の割合	20.3%	10%
2	総合型地域スポーツクラブに関する実態調査におけるPDCAサイクル(※)により運営の改善等を図っている総合型地域スポーツクラブの割合	30.4%	70%

※PDCAサイクルとは、法人などの組織の事業活動でPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返しながら業務を継続的に改善していく手法。

基本方針Ⅳ

政策項目	指 標	2018年度 (平成30) の現況値	2023年度 (令和5) の目標値
1	ターゲットエイジを対象とした発掘・育成事業を実施している競技団体の割合	36.6%	100%
	国民体育大会における天皇杯得点と順位	803点	900点
		36位	20位台
2	競技力向上に係る優秀な若手指導者を育成・強化している競技団体の割合	24.4%	100%

「山梨県スポーツ推進審議会」委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
赤池 隆廣	(公財)山梨県体育協会 専務理事	
秋山 知子	(一社)ぼぶらの木 代表理事	
飯田 忠子	山梨県スポーツ推進委員協議会 会長	会 長
飯田 春彦	山梨県高等学校体育連盟 会長	
大崎 恵介	山梨学院大学 特任講師	
川上 琴美	山梨学院短期大学 教授	副会長
小林 仁	山梨県都市教育長会 会長	
佐野 夢加	駿台甲府小学校 講師	
鈴木 昌則	(一社)山梨県医師会 健康スポーツ医学委員会委員	
仙洞田 茂雄	山梨県小中学校体育連盟 会長	
相馬 知恵子	山梨県ホッケー協会 事務局長	
土屋 ひとみ	総合型地域スポーツクラブ「クラブ富士山」 アシスタントマネージャー	
中村 和彦	山梨大学教育学部 教育学部長	
野呂瀬 秀	山梨県レクリエーション協会 会長	
萩原 智子	(公財)日本水泳連盟 理事	

資料編



用語の補足説明

○スポーツ

本計画において、スポーツとは、ウォーキングや軽い運動などの軽スポーツやレクリエーション活動、乳幼児の遊びや運動、学校の体育・運動部活動、さらに勝利を目指す競技スポーツまで、すべての身体的運動及び運動競技のことをいう。

○健康・体力づくり一校一実践運動

体育の授業だけでなく特別活動等の時間を利用して、学校教育全体を通じて児童生徒が自主的に体力の向上に取り組む姿勢をはぐくむため、県内のすべての公立学校で取り組んでいる。

○やまなし運動部活動ガイドライン

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）を踏まえて、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるように、県教育委員会が平成30年3月に策定した。

○総合型地域スポーツクラブ

ヨーロッパを中心に発達した住民が主体的に運営するスポーツクラブであり、次のような特徴がある。

- ① 複数の種目が用意されている。
- ② 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技能・技術レベルに応じて、いつでも活動できる。
- ③ 活動拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- ④ 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- ⑤ 地域住民が主体的に運営する。

○広域スポーツセンター

広域市町村圏規模の地域にある個々の総合型地域スポーツクラブの活動とその地域のスポーツ活動全体を支援することを目的とし、次のような機能を持つ。

- ① 総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する支援
- ② 総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー・指導者の育成に関する支援
- ③ 広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備
- ④ 広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催
- ⑤ 広域市町村圏におけるトップレベルの競技者育成に関する支援
- ⑥ 地域のスポーツ活動に対するスポーツ医・科学面からの支援

○スポーツ推進委員

市町村において、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うために委嘱された非常勤職員。

○スポーツドクター

スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ傷害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のこと。日本スポーツ協会が認定するスポーツドクター、日本医師会が認定している健康スポーツ医、日本整形外科学会が認定しているスポーツ医の資格認定制度がある。

○アスレチックトレーナー

選手がスポーツの現場でけがをした際に、応急処置を行うとともに負傷の程度に応じて救急車を呼ぶといった判断をしたり、復帰までの手順や再発防止を考えて実行するスタッフのことで、日本スポーツ協会などが資格の認定を行っている。

○アンチドーピング

競技能力を増幅させる可能性のある薬物あるいは方法を不正に使用すること（ドーピング）に反対し、なくすこと。

○スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。

○スポーツボランティア

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会をはじめ、市民マラソン大会などのスポーツイベントの運営等に参加するイベントボランティアのほか、地域の少年野球やスポーツ組織で子供たちの指導や運営等に協力する地域のボランティアなどを含めてスポーツボランティアという。

第2期スポーツ基本計画 概 要

第1章 第2期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画は、平成29～33年度の5年間に
おける、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針。

スポーツ審議会において審議を行い、平成29年3月1日に答申をとりまとめ。こ
の答申を踏まえ、第2期スポーツ基本計画を策定。

第2期計画では、第2章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第3章で施策体系を大括り化し（4つの政策目標）、数値目標を8から20に増加。

第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全て
の人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝く
ことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものに
できる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与で
きる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーン
でフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポー
ツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピ
ックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野と
の連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%、週3以上が19.7（障害者9.3）%

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上
(スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加(58.7%→80%)、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減(16.4%→8%)、子供の体力を昭和60年頃の水準に)
 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ
(成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す)
 - ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）

- ・ P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加 (37.9%→70%)
- ・ 地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加 (18.4%→25%)
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
 - ・ ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・ 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
 - ・ キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ 大学スポーツの振興
 - ・ 大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進, アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
 - ・ 大学横断的・競技横断的統括組織 (日本版 N C A A) の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週 1 回のスポーツ実施率: 成人 19.2%→40%, 7~19 歳 31.5%→50%)

- ・ 地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・ 障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化, 不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・ 全ての特別支援学校が地域の障害者スポーツの拠点となることの支援
- ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進 (40%→50%)
- ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充 (2.2 万人→3 万人)
- ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減 (13.7%→7%)
- ・ 障害者スポーツの理解促進により, 直接観戦経験者を増加 (4.7%→20%)
- ・ 全ての学校種の教員に対する理解促進, 学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツによる健康寿命の延伸の効果について, エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・ 効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・ スポーツ事故等の情報収集, 安全確保に向けた方策のとりまとめ, 普及・啓発
- ・ 被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・ 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・ 女性指導者増加に取り組むとともに, スポーツ団体における女性登用を促進
- ・ 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円, 2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化, 地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用, スポーツ団体におけるビジネス手法, IT の活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進 (スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
- ・地域スポーツコミッションの設置促進 (56→170), 地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加 (25 人→35 人) や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析, スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について, 政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援, ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう, 各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会 (JOC) 及び日本パラリンピック委員会 (JPC) の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ, 我が国のトップアスリートが, オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し, JSC, JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は, ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上, 世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実
 - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
 - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて，スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
 - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。
 大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。
計画の進捗状況をスポーツ審議会等において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を次期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

山梨県スポーツ推進計画

山梨県教育庁スポーツ健康課

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL055-223-1780 FAX055-223-1786

e-mail sports@pref.yamanashi.lg.jp